

本物件



(本物件近くに建設された新しい職員宿舎)



手前は木曽青峰高等学校のグラウンド

⑥ 意見

当物件は、著しく老朽化し、躯体が傾いている。山火事・不審火等の防災・防犯上の理由により、速やかに売却・有効利用できない場合は、取り壊すなどの安全対策を検討する必要がある。確かに売却を伴わない取り壊しも可能な限り進めてはいるが、県全体の財政事情が厳しいため、安全上の理由があるものや、取り壊し後の跡地利用が見込まれるもののうち、特に優先度の高いと判断されるものに限られるのが実情である。

なお、平成19年度の長野県監査委員による行政監査において、以下の意見が呈示されている。

平成 19 年度行政監査報告書（抜粋）

「廃止職員宿舎の取り壊し等の促進について（所管課：教育委員会保健厚生課）

老朽化のため職員宿舎としての利用見込みがなく、宿舎としての廃止や募集停止を行ったものの、公図の不一致や進入道路がないなどで売払い等が出来ないため、長期間空家のままとなっている職員宿舎が、教育委員会所管のものに散見されました。

比較的市街地に位置し、近隣に民家があるため、不審火があった場合の影響が危惧されます。見回りなどの通常の管理では対応できない事態も想定されるため、取り壊しなどの措置を早急に講ずる必要があるものと考えます。」

(13) 中信地区－島内職員宿舎

① 区分

調査依頼土地（空き家が3年以上の職員宿舎）

② 財産管理者

松本地方事務所

③ 財産の所在地

松本市大字島内 4056-2

④ 財産の概要

土 地					
地目 (公簿)	地目 (現況)	面積 (㎡)	現在評価額 (H18 評価替) (千円)	取得時期 及び由来等	土地のみの 取得価格 (千円)
宅地	宅地	635.00	20,274	S62.3	0 (松本市からの 無償譲与)

建 物					
建築年月	構造	階数	延床面積 (㎡)	棟数	宿舎の 戸・室数
S58.3	W	1	90.68	1	1

⑤ 現在までの入居状況

●昭和 58 年 5 月～平成 17 年 3 月 入居者あり（累計 11 名）

●平成 17 年 4 月～ 入居者なし

当該宿舎は松本合同庁舎から直線距離 800mに位置し、敷地も広く部屋数も 5 部屋あり、建築当初から所長宿舎として位置付けてきた。しかし、最近の 3 代 4 年半にわたり地元の所長、単身赴任の所長が続いている。

現在では空宿舎の有効利用の観点から、一般職員も入居できることになっているが、敷地が広く管理が大変な当宿舎に入居する者がいないことから、長期間未

利用となっている。

a. 松本地方事務所所管の職員宿舎の状況

以下は、平成 21 年 6 月 1 日現在の松本地方事務所所管の職員宿舎の種類別の入居状況である。

表 39 松本地方事務所所管の職員宿舎の入居状況

区分	棟数	定員	入居者数	入居率
世帯用宿舎	12 棟	77 人	64 人	83.12%
单身用宿舎	2 棟	39 人	39 人	100.00%
独身寮	2 棟	58 人	52 人	89.66%
計	16 棟	174 人	155 人	89.08%

表 1 によると、松本地区の入居率は单身者用宿舎で 100%と満室であり、独身寮は 90%弱、世帯用の宿舎の入居率は 83%と低くなるものの、平均すると 90%弱となり、宿舎に対する一定量の需要が認められる。

一方で、当宿舎は戸建て住宅であり、当住宅に入居する者は居住期間が 1 年から 3 年と短期間であるにも関わらず、庭の草刈りや植木の手入れが必要になるため、入居を希望する者は限られていると考えられる。また、当宿舎は前に入居していた者が退去の際に提供していったと思われる家具や電子レンジ、ブラウン管テレビや洗濯機等の家電製品が残されているため、転勤により当宿舎に居住する者が自らの家具や家電製品を持ち込む場合、これらの保管場所の確保や管理も必要となる。



本物件とその庭（空家期間中は県が草刈りをしている。）